

令和元年第3回定例会（9月議会）
所管事項審査関係資料

令和元年9月18日
総務部

【所管事項】

- 資料1 東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求（第六次）について
(総務課)
- 資料2 平成30年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率（速報値）について
(財政課)

東京電力ホールディングス株式会社に対する 損害賠償請求（第六次）について

令和元年9月18日

総 務 課

1 概要

東京電力ホールディングス株式会社福島第一、第二原子力発電所の事故を原因とした平成29・30年度に生じた経費について、同社に対して損害賠償請求（第六次）を行う。

2 請求内容

(1) 請求額

80,012千円

※請求額は現時点での金額であり、今後変動することがある。

(2) 請求内訳

別紙のとおり

3 参考（これまでの請求額及び受領額等）

(単位：千円)

区分	請求時期	対象経費	請求額	受領額			未受領額
					うち任意	うち和解	
第一次 ～ 第五次	平成24年7月～ 平成30年11月	平成22年度～ 平成28年度分	915,869	178,520	99,420	79,100	737,349
第六次	令和元年10月 (予定)	平成29年度・ 平成30年度分	80,012	-	-	-	80,012
合 計			995,881	178,520	99,420	79,100	817,361

(注) 各欄において、単位未満切り捨てを行っている。

第六次請求額の内訳

(単位:千円)

項 目	請 求 額	内 訳	
		H29	H30
1 県が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害	103	51	51
(1) 放射線・放射能の監視測定	103	51	51
○ 流域下水道汚泥等調査 汚泥等に含まれる放射性物質検査業務委託	103	51	51
2 県が被害者支援等のために負担した費用	25,453	12,812	12,640
(1) 放射線・放射能の監視測定	25,410	12,791	12,618
○ 県産牛肉の安全確保対策事業 県産牛肉の放射性物質検査業務委託	24,044	11,768	12,276
○ 県産農畜産物安全性確認調査事業 JA等が行う放射性物質調査への補助	547	547	0
○ その他測定業務経費 検査機器の校正、検体購入費等	818	476	342
(2) 災害廃棄物の広域処理支援	42	20	22
○ 災害廃棄物の広域処理にかかる経費 受入施設における放射線量測定のための公用車燃料 費等	42	20	22
3 人件費	54,455	30,247	24,207
(1) 人件費	54,455	30,247	24,207
○ 人件費 県職員延べ40名(H29・22名、H30・18名)	54,455	30,247	24,207
合 計	80,012	43,111	36,900

(注) 単位未満切り捨て

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率・
資金不足比率（速報値）について

令和元年 9 月 18 日
財 政 課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した、「健全化判断比率」及び公営企業会計の「資金不足比率」については、次のとおりです。

		H 3 0 決算	H 2 9 決算	H 3 0 - H 2 9
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—
	連結実質赤字比率	—	—	—
	実質公債費比率 (※3カ年平均)	13.3%	13.0%	0.3%
	将来負担比率	256.9%	254.7%	2.2%
資金不足比率		—	—	—

※実質公債費比率は3カ年の平均値

H30決算：13.3% (H30:14.6%、H29:11.8%、H28:13.7%の平均値)

H29決算：13.0% (H29:11.8%、H28:13.7%、H27:13.7%の平均値)

〔参考〕早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
実質赤字比率	3.75%	5%	一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	8.75%	15%	全会計における実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	25%	35%	公営企業を含む地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	400%	—	地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—	公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率 ※対象は電気事業会計ほか6会計

※早期健全化基準・・・健全化判断比率のいずれかが基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

※財政再生基準・・・健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。